

東京都雇用・就業対策審議会条例（平成十四年東京都条例第八十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （所掌事項）</p> <p>第二条（現行のとおり） 一から四まで（現行のとおり）</p> <p>2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し必要と認める場合は、知事又は関係行政機関に建議する。</p> <p>第三条から第五条まで（現行のとおり） （招集等）</p> <p>第六条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2 審議会は、毎年一回以上開催するものとする。</p> <p>第七条（現行のとおり） （意見の聴取等）</p> <p>第八条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見を聴取すること、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>（部会及び特別委員）</p> <p>第九条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 審議会は、必要があると認めるときは、委員のほかに部会に特別委員を置くことができる。</p> <p>4 特別委員は、専門的知識を有する者のうちから、知事が会長と協議の上、委嘱する。</p> <p>5 1（現行のとおり）</p> <p>第十条（現行のとおり）</p> <p>第十一条（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （所掌事項）</p> <p>第二条（略） 一から四まで（略）</p> <p>2 審議会は、前項第二号に掲げる事項に関し必要と認める場合は、関係行政機関に建議する。</p> <p>第三条から第五条まで（略） （招集）</p> <p>第六条 審議会は、知事が招集する。</p> <p>第七条（略）</p> <p>（部会及び特別委員）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 知事が必要と認めるときは、会長と協議の上、委員のほかに専門的知識を有する者を特別委員として委嘱し、部会に加えることができる。</p> <p>4 1（略）</p> <p>第九条（略）</p> <p>第十条（略）</p>